

静岡産業大学特待生規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学入学時に学業、スポーツまたはその他の分野において極めて優秀、かつ、品行方正な学生を選考してこれを特待生とし、もって人材の育成に寄与することを目的とする。

(種 類)

第2条 特待生の種類及び免除額は、次のとおりとする。

- (1) 新入生特待生A 授業料年額 40万円免除
- (2) 新入生特待生B 授業料年額 20万円免除
- (3) 新入生特待生C 授業料年額 10万円免除
- (4) 新入生特待生S 授業料年額 全額免除
- (5) 特別特待生 入学金・授業料・施設設備費 全額免除

2 新入生特待生は、学業成績優秀な者を学業特待生、スポーツ成績優秀な者をスポーツ特待生と称する。

(総額及び人数)

第3条 前条第1項に規定する特待生の各年度免除額の総額は、前年度入学者の8%程度に新入生特待生Aの免除額を乗じて算出する。

2 前項により算出した総額の範囲内で各年度に選考する特待生の人数を決定する。

(期 間)

第4条 特待生の免除の期間は、入学時から4年間とする。ただし、1年ごと審査を行い、継続を決定する。

第2章 新入生特待生

(新入生特待生の選考)

第5条 新入生特待生は、各学部特待生を対象とした入学試験を受験した者のうちから、第6条（新入生特待生の選考基準）に従い、全学入試委員会が選考を行い、学長が決定する。

(新入生特待生の選考基準)

第6条 新入生特待生の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 学業特待生は、入学試験において優秀な者のうちから、次の基準により選考する。

新入生特待生A	}	原則として受験科目の合計得点の70%を超えた者のうち、 得点上位者より選考
新入生特待生B		
新入生特待生C		
新入生特待生S		原則として受験科目の得点合計の85%を超えた者のうち得 点上位者より選考

(2) スポーツ特待生は、入学後、本学において競技を継続できる者のうちから、次の基準により選考する。

新入生特待生A	全国大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者
新入生特待生B	地区大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者
新入生特待生C	都道府県大会において優秀な成績を収めた者またはこれに準ずる者
新入生特待生S	全国大会において特に優秀な成績を収めた者のうち、本学の 部活動の責任者が本学に特別に必要と認めた者

(新入生特待生の継続)

第7条 学業特待生の継続は、次の各号の基準をすべて満たす者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(1) 前年度までの修得単位数が2年次生にあつては22単位以上、3年次生にあつては62単位以上、4年次生にあつては93単位以上であること

(2) 各年次に履修した科目の2分の1以上の成績がAであること

2 学業特待生が留学した場合の継続については、前項の規定にかかわらず、教務委員会において留学中の単位修得状況を審査した後、学生委員会において本学在学中の成績と合わせて個別に審査し、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 スポーツ特待生の継続は、所属する部活動の責任者が記載する調査書（様式第1号）により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

4 前3項の場合において、免除の種類の変更は行わない。

(免除方法)

第8条 免除は、前期及び後期の年2回に分けてそれぞれ2分の1ずつ行う。

第3章 特別特待生

(特別特待生の選考)

第9条 特別特待生候補者として本学の入学試験を受験する場合は、全学入試委員会が選考を行い、大学協議会の議を経て学長が決定した後、特別特待生候補者承認願（様式第2号）により、理事長の承認を得なければならない。

2 前項により承認を得て本学の入学試験を受験した者のうちから、第10条（特別特待生の選考基準）に従い、全学入試委員会が選考を行い、特別特待生として学長が決定する。

(特別特待生の選考基準)

第10条 特別特待生の選考基準は、次のとおりとし、所属する部活動の責任者、顧問等（以下「責任者」という。）による推薦がなくてはならない。

(1) スポーツ分野においては、全国トップレベルの実績を持ち、リーダーシップ、統率力を兼ね備え、入学後、本学において競技を継続できる者

(2) その他の分野においては、特出した能力、特技を有し、本学の発展に寄与することができる者

(特別特待生の継続)

第11条 特別特待生の継続は、責任者が記載する調査書（様式第1号）により、優秀と認められた者について、学生委員会が審査を行い、当該学部教授会及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

第4章 取り消し

第12条 特待生が次の各号の一に該当したときは、その翌期から免除を取り消す。

(1) 休学または長期にわたって欠席したとき

(2) 性行が不良となったとき

(3) 懲戒処分を受けたとき

(4) 転学部が許可されたとき

(5) スポーツ特待生にあつては、所属する部活動を退部したとき及び所属する部活動の責任者が特待生として不適格であると認め、学部長が承認したとき

(6) その他特待生として適当でないと認められたとき

2 免除の取り消しは、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

第5章 その他

(庶務)

第13条 特待生に関する庶務は、大学事務局学務課が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条（選考）第2項、第3条（新入生特待生の免除額等）及び第4条（新入生特待生の選考基準）の規定については、平成20年度以降に入学する者から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「静岡産業大学学業特待生規程（平成18年4月1日施行）」、「静岡産業大学スポーツ特待生規程（平成18年4月1日施行）」及び「静岡産業大学「静岡学園高等学校卒業生特待生」規程（平成12年12月1日施行）」は平成18年度末をもって廃止し、「静岡産業大学特待生規程（平成11年10月1日施行）」は、平成21年度末をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成22年5月26日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、「静岡産業大学在学学生特待生の選考及び新入生特待生の継続に関する細則（平成19年4月1日施行）」は平成21年度末をもって廃止し、「静岡産業大学特別特待生規程（平成18年4月1日施行）」は平成25年度末をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。